

## 第12回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催月日 3月9日(金)午後2時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市農業センター講習室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 15名
  - 1番 藤城安男
  - 2番 鈴木昭雄
  - 3番 注連野千佳代
  - 4番 長島正人
  - 5番 柴寄正博
  - 6番 倉田一夫
  - 7番 吉田悟
  - 8番 山田一宏
  - 10番 切替絵美
  - 11番 高橋広幸
  - 12番 石渡正明
  - 13番 石川和利
  - 14番 渡邊美代子
  - 15番 笹生篤
  - 16番 泉類岩男
- 5 欠席委員
  - 9番 浦野和幸
- 6 出席事務局職員 4名
  - 平野事務局長
  - 石井副主幹
  - 鈴木主査
  - 尾崎主事
- 7 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 令和7年度第11次農用地利用集積等促進計画書(案)の承認について
- 8 報告事項
  - (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出関係
  - (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出関係
  - (3) 農地の貸借料情報の提供について

## ◎開 会

令和8年3月9日午後2時00分 開会

○議長（注連野千佳代君） ただいまより、第12回農業委員会総会を開会します。

ただいまの出席委員は、16名中、15名出席ですので、会議は成立します。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。

9番浦野和幸委員。

## ◎議事録署名委員の指名

○議長（注連野千佳代君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

15番笹生篤委員、16番泉類岩男委員を指名いたします。

よろしく願いいたします。

## ◎議案第1号 農地法第3条にの規定による許可申請について

○議長（注連野千佳代君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請を議題とします。

議案第1号整理番号1について事務局に説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第1号整理番号1について、ご説明いたします。

議案の1ページをご覧ください。

申請内容は、市内在住の個人が市外在住の個人から売買により所有権移転しようとするものです。

総会資料1ページの位置図をご覧ください。

申請地については、親戚の所有地であり、〇〇〇が耕作しているとのことで、現在はブロッコリーが作付されていました。

総会資料2ページから6ページに許可申請書、営農計画書を添付しております。

譲渡人においては、高齢となり労働力もないことから売却したいとのことです。

譲受人については、自己所有の農地に隣接しており、耕作上便利であることから取得したいとのことです。

農地法第3条許可要件である、

1. 全部効率利用要件についてですが、非耕作地はありません。

貸付地がありますが、貸付地は令和7年10月8日の総会で許可となった〇〇〇が新規就農するために提供した農地です。

農機具等についても問題ないと思われます。

2. 農作業常時従事日数につきましては、基準の150日以上従事していることから、要件を満たしています。

3. 周辺地域との関係につきましては、総会資料5ページに記載されております。

総会資料7ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です、ご審議のほど、よろしくお願いいたします

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告となりますが、本日、9番浦野和幸委員に置かれましては、欠席となっております。

浦野委員から、意見及び現地調査の結果について書面にて報告がありましたので、読み上げます。

○議長（注連野千佳代君）

「9番浦野です。2月18日に事務局職員と現地を確認いたしました。

申請地は畑で、ブロッコリーが植えられていました。

譲受人は申請地周辺で営農しており、特に問題ないと思います。」

とのことでした。

皆様のご審議をお願いします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

○議長（注連野千佳代君） 議案第1号整理番号1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第1号整理番号1については、許可と決定します。

次に、議案第1号整理番号2について事務局に説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第1号整理番号2について、ご説明いたします。

議案の1ページをご覧ください。

申請内容は、市内在住の個人が市内在住の個人が所有する農地を贈与により取得しようとする案件です。

譲受人と譲渡人は親戚になるとのことです。

総会資料8ページの位置図をご覧ください。

現地を確認したところ、現地は畑で草刈等して管理されていました。

総会資料9ページから13ページに、許可申請書、営農計画書を添付しております。

譲渡人においては、高齢のため規模縮小したいとのことです。

譲受人については、両親の実家に隣接し、道路に面している農地で耕作上便利であることから申し出を受けるとのことです。

農地法第3条許可要件である、

1. 全部効率利用要件につきましては、非耕作地はなく、農機具等については農用車、乗用草刈機を所有しており、その他の耕作に必要な農機具等や作業については、総会資料10-2ページの10その他参考となるべき事項に記載されていますのでご確認ください。

2. 農作業常時従事日数につきましては、基準の150日以上従事していることから、要件を満たしています。

3. 周辺地域との関係につきましては、総会資料12ページに記載されております。総会資料14ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です、ご審議のほど、よろしくお願いいたします

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

7番吉田悟委員。

○7番（吉田悟君） 7番吉田です。

2月20日、事務局職員と現地を確認いたしました。

申請地は畑で、作付けはされていませんでしたが、草刈り等して管理されている農地で、果樹を栽培するとのことで特に問題ないと思われます。

皆様のご審議をお願いします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

○議長（注連野千佳代君） 3番注連野です。

譲受人は〇〇〇とのことですが、何をされてる方でしょうか。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

〇〇〇をされています。

○議長（注連野千佳代君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第1号整理番号2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第1号整理番号2については、許可と決定します。

次に、議案第1号整理番号3を議題としますが、議案第1号整理番号3及び議案第1号整理番号4については関連がありますので、一括して事務局に説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第1号の整理番号3及び整理番号4については関連がありますので一括して説明いたします。

議案2ページから3ページをご覧ください。申請内容は、市内の個人が、市内在住の個人1名と市外在住の個人1名が所有する農地、合わせて11筆を売買により取得しようとする案件です。

譲渡人は兄妹であり、兄が10筆、妹が1筆となります。

総会資料15ページ及び28ページ的位置図をご覧ください。

現地を確認したところ、現地は耕作されていました。

総会資料16ページから22ページに兄分の許可申請書、営農計画書、29ページから34ページに妹分を添付しております。

譲受人の営農状況については同じものとなります。

整理番号3の譲渡人は、後継者がおらず今後農業経営をしていくことが困難であることから売却したいとのことです。

整理番号4の譲渡人は、遠方に居住しており管理できないので売却したいとのことです。

譲受人においては、申請地は〇〇〇で耕作に便利であり、農業経営の拡大のため購入したいとのことです。

農地法第3条許可要件である、

1. 全部効率利用要件につきましては、非耕作地がありますが、耕作できない理由等につきましては総会資料20ページにてご確認ください。

農機具等の所有状況等については、トラクター、耕うん機、農用車を所有しており、作付け、収穫については委託しているとのことで、総会資料19ページの10その他参考となるべき事項に記載されていますのでご確認ください。

2. 農作業常時従事日数につきましては、基準となる150日以上従事していることから、要件を満たしています。

3. 周辺地域との関係につきましては、総会資料21ページに記載されております。

総会資料23ページから27ページに整理番号3、35ページに整理番号4の農地の写真を添付しております。

説明は以上です、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

10番切替絵美委員。

○10番（切替絵美君） 10番切替です。

2月20日、事務局職員と現地を確認いたしました。

議案第1号整理番号3の農地10筆については、全て3反ずつにまとまっていた。

整理番号4の農地は、整理番号3の5の東側に隣接していて両方とも耕作するのに便利な農地だと思われます。

申請地は水田が広がる場所で、地域計画も策定されていることから、引き続き耕作をしていただきたいと思います。

特に問題はないと思われます。

皆様のご審議をお願いします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

○14番（渡邊美代子君） 14番渡邊です。

譲受人は過去にも、農業経営拡大ということで農地を購入していますが、全て委託となっています。

また、農業機械も揃っていませんが、農業をしっかりとっていただけるのでしょうか。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

おっしゃる通り、譲受人は過去に農地を取得しています。

過去に取得した農地の現地確認を行いました。耕作されていました。

今後の農業経営につきましては、譲受人の〇〇〇経営をしていきたいとのことです。

○14番（渡邊美代子君） 14番渡邊です。

現在は全て委託ということでしょうか。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

現在は、委託と身内の方と一緒に作業しているとのことです。

また、農地の取得につきましては、〇〇〇の準備として、農地を取得しているとのことです。

○7番（吉田悟君） 7番吉田です。

現在は誰が耕作しているのでしょうか。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

現在は、〇〇〇在住の方で、大規模に申請農地周辺を耕作されている方が耕作しています。

○5番（柴寄正博君） 5番柴寄です。

〇〇〇地区は地域計画を策定していますが、今回の譲受人は地域の担い手となっているのでしょうか。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

現在は担い手となっていませんが、地域との話し合い等には積極的に参加していただきたい旨をお伝えしました。

○議長（注連野千佳代君） 3番注連野です。

今回の農業経営について不安は感じますが、地域計画の話し合い等について積極的に参加していただけるよう事務局から伝えていただいていますし、過去に取得した農地については耕作されていることから、問題は無いように感じます。

○事務局長（平野弘和君） 事務局の平野です。

今回の申請地は田に囲まれている土地であるため、田以外の土地の活用については難しいと考えられます。

今後〇〇〇と農業経営をしていくとのことですので、支援等していきたいと思えます。

○議長（注連野千佳代君） 他に質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第1号整理番号3及び議案第1号整理番号4について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第1号整理番号3及び議案第1号整理番号4については、許可と決定します。

○議長（注連野千佳代君） 次に議案第1号整理番号5について議題とします。

議案第1号整理番号5について事務局の説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第1号整理番号5についてご説明いたします。

議案4ページをご覧ください。

申請内容は、市内在住の個人が、市内在住の個人2名、2筆共に2分の1ずつの共有となっている方から売買により農地を取得しようとする案件です。

本件は、譲渡人の〇〇〇を介した申請となっております。

総会資料36ページと37ページの位置図をご覧ください。

現地を確認したところ、〇〇〇の田は耕うんされ、〇〇〇露地野菜が作付けされてきました。

これまで親戚の方が耕作していたとのことで、収穫終了後に明け渡すとのことです。

総会資料38ページから43ページに申請書、営農計画書を添付しております。

譲渡人は〇〇〇の理由から売却したいとのことで、譲受人は農業経営安定のため取得したいとのことです。

農地法第3条許可要件である、

1. 全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。

農機具の所有状況等については、問題ないと思われます。

2. 農作業常時従事日数につきましては、基準の150日以上従事していることから、要件を満たしています。

3. 周辺地域との関係につきましては、総会資料42ページに記載されております。

総会資料44ページから45ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

1番藤城安男委員。

○1番（藤城安男） 1番藤城です。

2月18日、事務局職員と現地を確認いたしました。

申請地は田と畑で、田は耕うんされており、畑についてはは露地野菜が栽培されていました。

特に問題ないと思います。

皆様のご審議をお願いします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

○11番（高橋広幸君） 11番高橋です。

〇〇〇について、今回申請に記載されている方が〇〇〇であることを証明する資料はあるのでしょうか。

○2番（鈴木昭雄君） 2番鈴木です。

総会資料には添付しておりませんが、〇〇〇であることの証明書が発行されています。

○議長（注連野千佳代君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第1号整理番号5について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第1号整理番号5については、許可と決定します。

次に議案第1号整理番号6について議題とします。

議案第1号整理番号6について事務局の説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第1号整理番号6についてご説明いたします。

議案 5 ページから 6 ページをご覧ください。

申請内容は、市外在住の個人が、〇〇〇である農地を取得しようとする案件です。

本件は、〇〇〇と譲受人との売買による所有権移転です。

総会資料 5 5 ページをご覧ください。

〇〇〇の写しを添付しております。

総会資料 4 6 ページの位置図をご覧ください。

現地を確認したところ、7 筆中 6 筆、整理番号 6 - 2 以外は耕うん、管理等されてい  
ました。

申請地は、これまで〇〇〇により耕作、管理等されていたとのことです。

取得の理由は農業経営の拡大で、耕作等されていない 1 筆については、所有権移転後  
に譲受人が田として耕作できるよう整備するとのことです。

総会資料 4 7 ページから 5 4 ページに申請書、営農計画書、〇〇〇が交付した農業経  
営実態証明書を添付しております。

農地法第 3 条許可要件である、

1. 全部効率利用要件につきましては、総会資料 5 4 ページに〇〇〇から交付された  
農業経営実態証明書を添付しておりますのでご確認ください。

〇〇〇に所有する農地については、非耕作地がないことを〇〇〇に確認しておりま  
す。

農機具の所有状況等については、問題ないと思われます。

2. 農作業常時従事日数につきましては、基準の 1 5 0 日以上従事していることか  
ら、要件を満たしています。

3. 周辺地域との関係につきましては、総会資料 5 3 ページに記載されております。

総会資料 5 6 ページから 5 8 ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及  
び現地調査の報告を求めます。

1 3 番石川和利委員。

○13番（石川和利君） 13番石川です。

2月18日、事務局職員と現地調査を行いました。

申請地は田で、これまで〇〇〇において耕作、管理等していた農地です。

譲り受け人から土地改良区へ水の使用についての相談があったとのことで特に問題無いと思います。

皆様のご審議をお願いします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

○議長（注連野千佳代君） 3番注連野です。

申請地については、〇〇〇で耕作されていたのでしょうか。

○13番（石川和利君） 13番石川です。

〇〇〇で耕作しています。

○5番（柴寄正博君） 5番柴寄です。

譲受人は市外の方ですが、地域内で購入希望の方はいなかったのでしょうか。

○13番（石川和利君） 13番石川です。

購入する際は、〇〇〇する必要があったため、地域内にはいませんでした。

○議長（注連野千佳代君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第1号整理番号6について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第1号整理番号6については、許可と決定します。

## ◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。

議案第2号整理番号1について事務局の説明を求めます。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。

議案第2号の整理番号1について、ご説明いたします。

議案7ページをご覧ください。

本件は、市外の法人が、市内在住の個人が所有する農地1筆、〇〇〇㎡について、売買により所有権を取得し、建築条件付売買予定地に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりです。

なお、農地以外の宅地を含めると、事業区域全体としましては、〇〇〇㎡となります。

総会資料59ページの位置図をご覧ください。

申請地は、市街地化の見込まれる区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料61ページの土地利用計画図をご覧ください。

太枠で囲まれた部分が、農地転用の対象となる農地です。

転用目的といたしましては、建築条件付売買予定地として〇〇〇区画分を整備する計画となっております。

総会資料62ページの給水・排水施設計画平面図をご覧ください。

排水関連につきましては、雨水は、雨水浸透貯留槽で貯留後、

オーバーフロー分を計画道路側溝へ放流し、汚水・雑排水については、各宅地内に小型合併浄化槽を設置し、最終汚水柵より、雨水と同様に排水する計画となっております。

造成計画については、現地が畑であることから、計画地内において、場内移動のみで、区域外からの土砂の搬出入はありません。

総会資料 6 3 ページから 6 6 ページに建物の平面図・立面図を添付しております。

所要資金につきましては、全額、金融機関からの借入で賄う計画となっております。

総会資料 6 7 ページから 6 8 ページに現地の写真を添付しております。

なお、この開発にかかる一連の協議関係では、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが、市都市計画課において行われており、既に協定書の締結がなされております。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に、運営委員会における審議の内容について、報告していただきます。

泉類運営委員会委員長。

○16番（泉類岩男君） 16番泉類です。

運営委員会の内容について、ご報告いたします。

議案第2号の整理番号1についてですが、2月27日に運営委員会を開催して、現地の調査を行い、関係者から状況の確認をするとともに、審査を行いましたので、その結果について、ご報告いたします。

現地では、事業主と代理人のほか、現在の農地所有者にも出席いただき、申請農地の確認をするとともに、事業の説明を行っていただき、質疑応答を行いました。

現地については、現在は耕作されておらず、管理がなされている状況でした。

運営委員からは、造成計画に関する質問があり、外部からの土砂の搬入・搬出はなく、事業地内で場内移動するのみということでした。

また、周辺農地へ関する質問があり、唯一隣接している農地については、申請地の譲渡人が、他の人に頼んで畑として耕作されており、大根が作付けされていることから、特に影響がないことを確認しました。

運営委員会委員による採決の結果でございますが、運営委員、全員一致にて、許可すべきものということになりました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第2号整理番号1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第2号整理番号1については、許可相当と決定します。

次に、議案第2号整理番号2について事務局の説明を求めます。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。

議案第2号の整理番号2について、ご説明いたします。

議案7ページをご覧ください。

本件は、市外の法人が、市内在住の個人が所有する農地1筆について、売買により所有権を取得し、太陽光発電施設用地として整備しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりです。

総会資料69ページの位置図をご覧ください。

申請地は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料71ページの土地利用計画図をご覧ください。

土地の利用計画については、対象農地に太陽光発電パネル〇〇〇枚を設置し、外周にはフェンスを設置します。

排水計画については、汚水・雑排水の発生はなく、雨水は場内で自然浸透する計画となっております。造成計画については、整地のみ行います。

所要資金については、自己資金により賄う計画となっております。

総会資料72ページから73ページに現地の写真を添付しております。

なお、この事業に係る協議関係では、袖ヶ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインの規定による事前協議が、市の環境管理課において行われ、既に完了しております。

事前に付近の住民に対し、事業内容を説明し、理解が得られたことから、本件事業を計画したとのことです。

説明は以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

2番鈴木昭雄委員。

○2番（鈴木昭雄君） 2番鈴木です。

2月26日、事務局職員と現地調査を行いました。

申請地は、事務局から説明のあった場所で、住宅と山林の中に、農地が残っております。

申請地は、耕作されていない状況でした。

申請地は〇〇〇のような形になっており、南側で耕作されている農地への影響も少ないことが考えられます。

申請に当たり、事前に周辺住民にきちんとした説明を行い、理解が得られたため、計画を進めているとのことです。特に問題ないと思われま。

ご審議のほど、よろしく願いします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

○6番（倉田一夫君） 6番倉田です。

申請地は〇〇〇となっているとのことですが、全て耕作しているのでしょうか。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。

申請地については耕作されていませんが、南側の農地については、電柵を張って耕作されいきました。

○議長（注連野千佳代君） 他に質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第2号整理番号2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第2号整理番号2については、許可相当と決定します。

### ◎議案第3号 令和7年度第11次農用地利用集積計画書（案）の承認について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第3号令和7年度第11次農地利用集積計画書

（案）の承認についてを議題とします。

議案第3号について、事務局に説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第3号、令和7年度第11次農用地利用集積等促進画書（案）についてご説明いたします。

議案第3号は別冊となっております。

本件は、令和8年2月19日付けで、袖ヶ浦市長より農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農業委員会総会へ付議され、この計画（案）に対する農業委員会の意見を求めるものです。

計画書（案）13ページをご覧ください。

今回の計画（案）は法人と個人における中間管理権の設定で、権利の種類は「賃借」です。

契約期間は10年で、整理番号38-1と38-2のみ市外の法人となります。

説明は以上です。ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

本案件は、農業委員会として、この計画に意見がある場合は、その意見を市長に対して報告することとなります。

農業委員会として、意見はございませんか。

〔意見なし〕

○議長（注連野千佳代君） 意見はないようですので、採決します。

議案第3号について、原案のとおりとし、意見なしと決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第3号については、原案のとおりとし、意見なしで報告いたします。

◎報告事項 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出関係  
農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出関係

○議長（注連野千佳代君） 次に日程第3、報告事項に入ります。

報告第1号、報告第2号について事務局に説明を求めます。

○事務局（尾崎祐統君） 事務局の尾崎です。

袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理した案件について報告いたします。

議案8ページ、9ページをご覧ください。

今回報告する案件は、令和8年1月1日から1月31日までに専決処理した案件となります。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出は2件でございます。

報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出は3件でございます。

報告は、以上でございます。

### ◎報告事項 賃借料情報の提供について

○議長（注連野千佳代君） 次に、報告第3号について事務局に説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案10ページ、報告第3号「賃借料情報の提供について」ご説明させていただきます。

議案10ページをご覧ください。

本件は農地法第52条の規定に基づき本市における賃借料を算出し、毎年情報提供しているものです。

具体的には、昨年令和7年1月1日から令和7年12月31日までの1年間に農地法第3条許可、農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の公告が行われた農地の賃借料を基に平均額等を算出した結果になります。

田、畑別と地区別に10アール当たりの賃借料水準をお示ししたもので、金額は記載のとおりです。

農地の貸し借りしようとする方々の目安となるよう、参考として情報提供するものであり、今後、農業委員会のホームページにて公開いたします。

報告につきましては、以上です。

◎その他

○議長（注連野千佳代君） その他、委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 事務局から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 本日の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、第12回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

◎閉 会 令和8年度3月9日午後2時50分 閉会